

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
許 認 可 等 名	児童福祉施設（保育所に限る）の廃止又は休止の承認	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第35条第12項	
連 絡 先	（電話 621-5240）	
審 査 基 準	基 準	保育所の廃止又は休止に関する審査基準は、 「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付児発第295号 厚生省児童家庭局長通知）」 「第1 保育所設置認可の指針」を参考するものとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しない ものについてはその理由）	総日数 30日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）